

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なもので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を奈良市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告します。

令和六年十一月一日

奈良県知事 山下 真

一 所在の不明な者の氏名

岡森 尚子

二 通知の要旨

令和六年四月十九日奈良県告示第十七号に係る保安林予定森林が、令和六年八月十三日農林水産省告示第五百六十八号をもって保安林に指定されました。なお、指定の内容は、予定告示のとおりです。